

在チェンマイ日本国総領事館の管轄区域(チェンマイ県、ランパーン県、ランプーン県、チェンライ県、パヤオ県、メーホンソーン県、ナーン県、プレー県、ウタラディット県)にお住まいの方は、【ご回答が必要な方】に該当する場合のみ、2021年11月30日(火)までに、下記のとおりご対応いただけますようお願い申し上げます。

【ご回答が不要な方】

- ・ 在留届の記載事項に変更のない方。
- ・ 当館に在留届を提出されておらず、当館メールマガジンのみご購入されている方。

【ご回答が必要な方】

在留届の記載事項(住所、電話番号、家族構成、滞在期限等)に変更があり、その変更を当館にまだ届け出られていない方。

https://www.chiangmai.th.emb-japan.go.jp/itpr_ja/zairyutodoke.html

1. インターネット(オンライン在留届(ORR ネット))から在留届を提出された方
→ホームページ(<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/index.html>)上で、「変更届」または「帰国・転出届」のご提出をお願いします。
※ログイン用パスワードを忘れた方は、システムのメニュー「パスワードを忘れた方」ボタンからパスワードの再登録をお願いします。
※「帰国日」または「転出日」が不明な場合はおおよその年月日でも結構です。
2. 在留届用紙に記入して提出された方
★引き続き当館(在チェンマイ日本国総領事館)管轄地域に滞在中で、住所、電話番号、家族構成、滞在期限等に変更が生じた場合
→当館に、在留届の「変更届」用紙をご提出ください。
※「帰国日」または「転出日」が不明な場合はおおよその年月日でも結構です。

★当館管轄地域外(他国または在タイ日本国大使館管轄地域)へ転居された方
→当館に在留届の「帰国・転出届」用紙を、転居先を管轄する在外公館に「在留届」を、それぞれご提出ください。

★日本に本帰国された方
→当館に在留届の「帰国・転出届」用紙をご提出ください。

上記の場合、以下のご提出方法にて承ります。

- 当館専用メールアドレス(consular@tm.mofa.go.jp)への送付
- ファックス(+66-(0)52-012515)による提出
- 当館宛て郵便(宛先はこのメールの下部を御参照ください)による提出
- 当館にご来館の上直接提出

以上